

七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」  
管理運営業務

《指定管理者募集要項》

平成17年8月

七ヶ浜町教育委員会

# 目次

<b>施設概要</b>	1・施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
	2・管理運営業務内容・・・・・・・・	2	
	3・17年度利用基準・・・・・・・・	3	
	4・年間利用者数及び歳入歳出額・・・・・・・・	4	
	5・平成16年度 運営スタッフ数・・・・・・・・	6	
	7・平面図・・・・・・・・	7	
	<b>募集要項</b>	<b>管理等に関する事項</b>	
1・趣旨・・・・・・・・		9	
2・件名			
3・所在地			
4・指定期間			
5・休館日及び開館時間			
6・管理の業務			
7・施設の利用許可			
8・施設の利用制限			
9・利用料金			
10・事業実績報告・・・・・・・・		10	
11・個人情報保護			
12・情報公開			
13・七ヶ浜町行政手続条例の適用			
14・第三者への委託等			
15・指定管理者による備品等の購入			
16・本業務の範囲外の業務			
17・協定の締結			
18・業務引継ぎ			
		<b>公募等に関する事項</b>	
		1・選定方式・・・・・・・・	11
		2・申請資格	
		3・申請書類・・・・・・・・	12
		4・申請に際しての留意事項・・・・・・・・	13
		5・提案内容	
		6・提案書作成にあたって・・・・・・・・	14
		7・費用区分	
		8・経費に関する事項・・・・・・・・	15
	9・スケジュール		
	10・審査及び選定の基準・・・・・・・・	16	
	11・提出先及び問い合わせ先・・・・・・・・	17	

# 施設概要

## 1・施設概要

### (1) 基本方針

七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」は、町が掲げる七ヶ浜町長期総合計画の中で、「生涯スポーツの推進」「競技力の向上」「健康指導・支援」を掲げ、町民一人ひとりが健全な生活を営んでいけるよう、いつでも気軽に運動、スポーツに親しめるよう適切な場と機会を提供するとともに、自主的な生涯スポーツ活動を安全かつ効果的に実践できるよう支援していくことを基本とし運営していくものである。

### (2) 施設概要

施設名称 七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」  
供用開始 : 平成 10 年 5 月  
所在地 : 宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山 5 - 1  
敷地面積 : 14,581.0 m<sup>2</sup>  
建築面積 : 4,491.9 m<sup>2</sup>  
延床面積 : 5,974.6 m<sup>2</sup> (レストラン: 72.3 m<sup>2</sup>を除く)

事務室×1 応接室×1 フロント×1 ショップ×1  
バーデ男子更衣室×1 (ロッカー数 140 名分)  
バーデ女子更衣室×1 (ロッカー数 132 名分)  
バーデ (440.5 m<sup>2</sup>)  
バーデラウンジ×1 フィットネスプール 18m×4m  
入浴施設 13 種類 (サウナ・ミストサウナ・海水浴・打たせ湯など)  
フィットネススタジオ×1  
トレーニングルーム 1 室 (マシン 35 種類)  
トレーニングルーム利用者更衣室 (ロッカー数 男 170 名分 女 188 名分)  
トレーニングルームシャワー室 (男 4 名分 女 4 名分)  
リラックスルーム (4 種類 21 台) ハーブガーデン  
アリーナ 2,428 m<sup>2</sup> (本部室・放送室・車椅子席・キッズルーム・器具庫・  
観客席 408 席)  
ランニングコース (150m×2コース)  
消火ポンプ室 機械監視室 熱源機械室 空調機械室 ろ過機械室  
受水槽 ポンプ室 電気室 自家発電電気室  
駐車場 273 台 (第 1:58 台 第 2:57 台 第 3:30 台 第 4:64 台  
第 5:64 台)

## 2・管理運営業務内容

- ( 1 ) フロント業務
- ( 2 ) トレーニングルーム及びスタジオの利用方法の指導
- ( 3 ) 運動プログラム指導
- ( 4 ) トレーニングルームの運営
- ( 5 ) トレーニングルーム及びスタジオのオペレーション
- ( 6 ) バーデの運営監視
- ( 7 ) 機械運転監視業務
- ( 8 ) 機械設備点検業務
- ( 9 ) 機械法定点検業務
- ( 10 ) 清掃業務
- ( 11 ) 消耗資材等の補充及び交換
- ( 12 ) タオル・マット等のクリーニング業務
- ( 13 ) 海水運搬業務
- ( 14 ) エレベーター保守点検業務
- ( 15 ) トレーニングルーム・リラックスルーム保守点検業務
- ( 16 ) 警備保安業務
- ( 17 ) 自動ドア保守点検業務
- ( 18 ) 非常放送・音響・I T V設備保守点検業務
- ( 19 ) マット・モップリース借上業務
- ( 20 ) 観葉植物借上業務
- ( 21 ) デジタル通信衛星( C S 放送 ) 視聴加入業務

### 3・17年度利用基準

開場時間	8：30～22：00	館内施設利用開始時間	9：30
		利用終了時間	21：30
休館日	毎週月曜日（但し、祝日の場合は翌日）及び年末年始		

ワンディ利用 (1回につき)	区分	利用	区分	平日	土日祝日
	A	バーデゾーン (全館利用)	大人		840円
60歳以上				420円	630円
小中学生					
B	アリーナ・ トレーニングルーム スタジオ	大人		420円	
		60歳以上		210円	
		小中学生			

アクアリーナ 会員	全館利用の会員（1回につき右の料金）		大人	210円
	（町内の方 年会費 5,250円）		60歳以上	100円
	（そのほか 年会費 10,500円）		小中学生	

クーポン チケット	料 金	タオル使用料
	50,400円 利用券（210円）300枚綴り	100円

利用方法	個人利用 / 直接来館
主な禁止事項	1) 人の迷惑となる行為 2) 食物等の持込 3) 危険物の持ち込み 4) 酒気帯びでの利用 5) 全館内の喫煙行為

#### 4・年間利用者数及び歳入歳出額

##### 使用料金収入

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
アリーナ	286,340 円 29 回	282,170 円 29 回	314,050 円 31 回
スタジオ	129,450 円 246 回	103,790 円 197 回	158,620 円 303 人
新規会員 (町内)	1,811,250 円 345 人	1,412,250 円 269 人	1,359,750 円 259 人
新規会員 (その他)	3,570,000 円 340 人	2,530,500 円 241 人	2,772,000 円 264 人
継続会員 (町内)	3,696,000 円 704 人	3,675,000 円 700 人	3,570,000 円 680 人
継続会員 (その他)	5,838,000 円 556 人	5,964,000 円 568 人	5,271,000 円 502 人
トレーニング会員	443,040 円 852 人	390,520 円 751 人	458,640 円 882 人
クーポンチケット	4,838,400 円 96 人	4,384,800 円 87 人	5,342,400 円 106 人
個人使用料	23,126,330 円 90,981 人	20,279,730 円 87,571 人	19,602,250 円 89222 人
エアロビクス等 レッスン料	1,827,900 円 6,093 人	1,941,000 円 6,470 人	1,953,000 円 6,510 人
合 計	45,566,710 円	40,963,760 円	40,801,710 円

##### 管理運営に要した費用

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
総計	217,999,591 円	211,865,582 円	214,630,952 円
需要費	2,815,611 円	2,385,651 円	2,238,579 円
消耗品費		1,977,752 円	1,867,558 円
事務用消耗品代		315,785 円	371,021 円
新聞雑誌代		92,114 円	
印刷製本費	487,200 円	262,500 円	480,375 円
その他の需要費	45,929,133 円	45,773,690 円	49,862,619 円
燃料費	9,093,000 円	9,305,137 円	9,862,910 円
電気料	14,352,579 円	12,931,251 円	13,489,813 円
上下水道料	21,093,060 円	21,928,640 円	24,425,480 円
施設修繕料	1,390,494 円	1,608,662 円	2,084,416 円
役務費	665,753 円	664,140 円	633,095 円
通信運搬費	147,000 円	100,000 円	54,020 円

	電話料	362,438 円	336,605 円	362,355 円
	広告料	140,250 円	198,135 円	187,320 円
	レジオネラ菌検査料	16,065 円	29,400 円	29,400 円
<b>委託料</b>		<b>108,044,544 円</b>	<b>102,750,460 円</b>	<b>101,823,768 円</b>
	インストラクター業務委託	52,726,800 円	50,090,040 円	50,977,500 円
	レッスン委託料	2,394,000 円	2,274,300 円	0 円
	施設管理業務委託	41,832,000 円	39,740,400 円	39,740,400 円
	施設警備委託	592,200 円	491,400 円	491,400 円
	自動ドア保守点検	197,400 円	197,400 円	197,400 円
	エレベーター保守点検	535,000 円	504,000 円	491,400 円
	非常放送等保守点検	400,000 円	378,000 円	378,000 円
	トレーニング機器等保守	577,500 円	548,625 円	548,625 円
	タオル等クリーニング委託	4,750,084 円	4,678,738 円	4,857,801 円
	海水運搬業務	3,780,000 円	3,599,400 円	3,599,400 円
	パソコン保守点検	228,060 円	216,657 円	216,657 円
	硬貨選別機保守点検	31,500 円	31,500 円	31,500 円
	その他			293,685 円
<b>使用料及び賃借料</b>		<b>1,846,848 円</b>	<b>1,328,814 円</b>	<b>1,055,340 円</b>
	マット・モップレンタル料	390,600 円	390,600 円	390,600 円
	印刷機レンタル料	334,950 円	89,250 円	36,750 円
	ファックスレンタル料	98,175 円	10,710 円	10,710 円
	放送受信料・有線使用料	162,120 円	162,120 円	162,120 円
	観葉植物借上料	239,400 円	239,400 円	239,400 円
	コピー使用料	621,603 円	436,734 円	215,760 円
<b>公用車維持費用</b>		<b>232,232 円</b>	<b>183,315 円</b>	<b>254,233 円</b>
	車検代	58,210 円	49,276 円	69,893 円
	自賠責保険代	27,630 円	22,540 円	27,630 円
	自動車重量税	37,800 円	8,800 円	37,800 円
	ガソリン代	108,592 円	102,699 円	118,910 円
<b>人件費（ 8 名）</b>		<b>57,978,270 円</b>	<b>58,517,012 円</b>	<b>58,282,943 円</b>
	給料	30,381,000 円	30,710,100 円	29,866,800 円
	職員手当	16,782,388 円	16,748,443 円	16,670,880 円
	共済費	5,617,262 円	5,972,869 円	6,070,571 円
	退職手当組合負担金	5,197,620 円	5,085,600 円	5,674,692 円

6・平成16年度 運営スタッフ人数

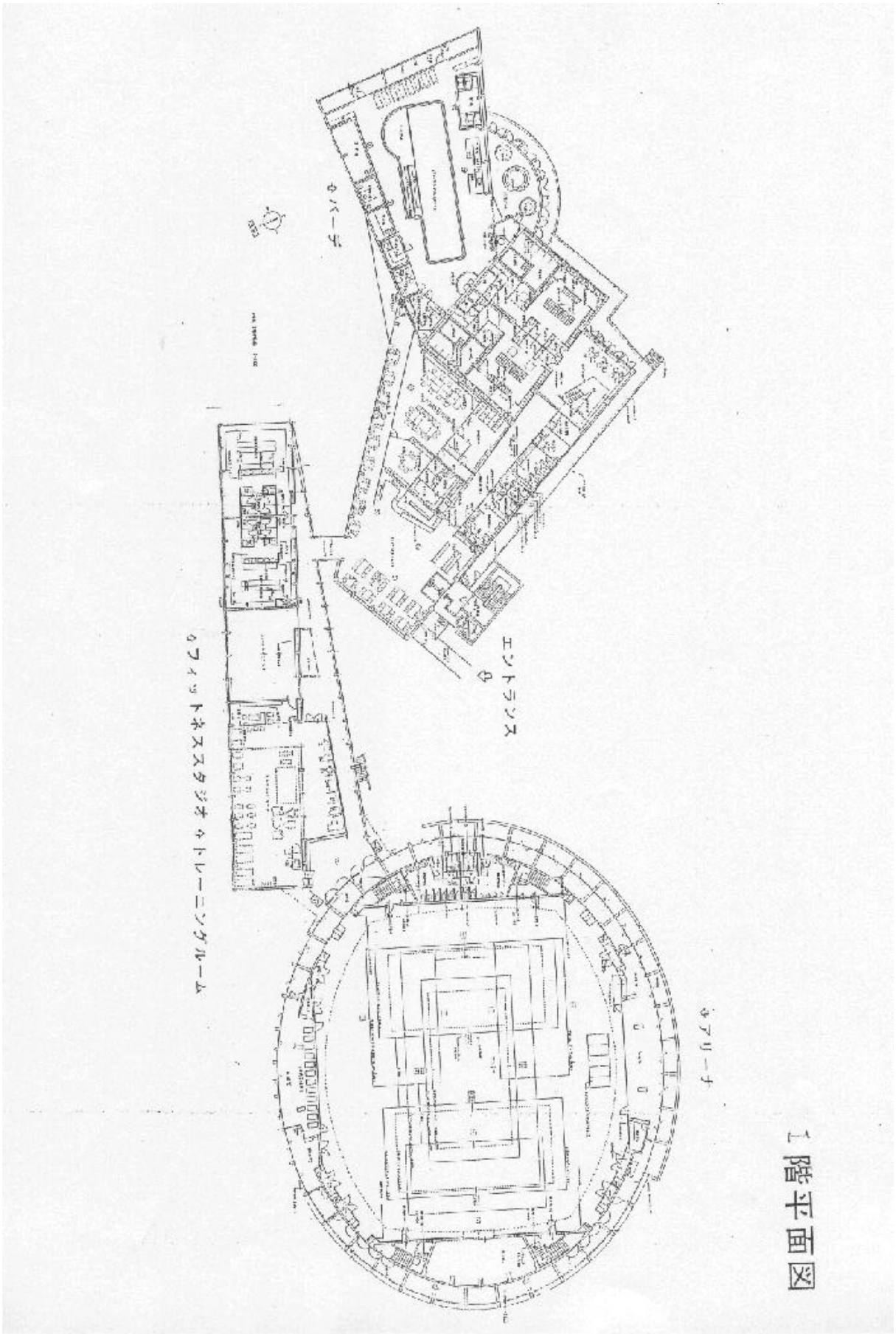
- ・ 職員 8名
- ・ 管理運営業務スタッフ 24名

運営スタッフ人数	時間帯		
職員 8名	8:30~17:15	6名	13:15~22:00 2名

運営スタッフ人数	時間帯		
フロント・ インストラクター業務 12名	8:50~18:15 4名	10:00~20:15 3名	12:50~22:15 5名

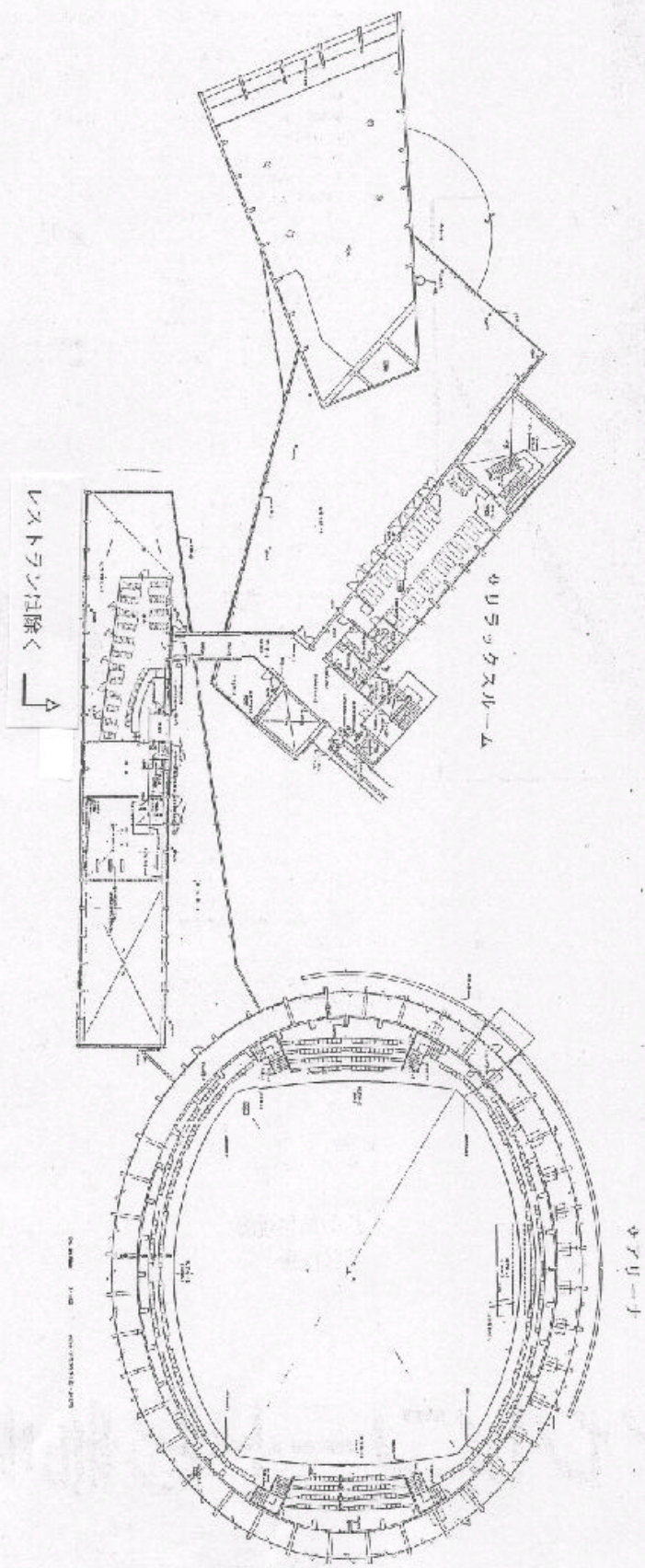
運営スタッフ人数	時間帯		
設備管理業務 4名	8:00~17:00 2名	10:00~19:00 1名	13:00~22:00 1名

運営スタッフ人数	時間帯		
清掃業務 8名	7:30~12:00 4名	13:30~16:30 2名	17:00~22:00 2名



1階平面図

2階平面図



# 募集要項

## 管理等に関する事項

### 1・趣旨

指定管理者制度の能力を活用しつつ各種教室等の開催や集客力の高い魅力ある企画と、より利用者の視点に立った柔軟かつ効果的で効率的な施設運営を行い、アクアリーナの目的でもある「心とからだの健康」をより促進させるため、指定管理者を選定する。

### 2・件名

七ヶ浜健康スポーツセンター「アクアリーナ」運営管理業務 \*レストランを除く。

### 3・所在地

七ヶ浜町吉田浜字野山5 - 1

### 4・指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間とする。

### 5・休館日及び開館時間

(1) 休館日 毎週月曜日(但し、祝日の場合は翌日)

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

利用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

### 6・管理の業務

敷地内外の全ての施設設備の運転、維持管理及び保全を行なうとともに、効率的な運営を行なうこと。

(1) アクアリーナの利用の許可

(2) 利用料金の收受

(3) 七ヶ浜健康スポーツセンター条例(平成17年七ヶ浜町条例第13号。以下「条例」という。)第3条に規定する事業の実施

(4) 施設及び機械設備の維持管理

(5) 施設概要の2に記載している業務

(6) 屋外の構築物や諸設備の維持管理

(例: 駐車場、外構、植栽及び除草、除雪、外灯、清掃等)

(7) 上記業務に付随する業務

(8) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

### 7・施設の利用許可

条例第8条第1項の規定に基づき、許可を行なう。

### 8・施設の利用制限

条例第8条第2項に定める事項に該当する場合には、その利用を許可しないものとする。

### 9・利用料金

(1) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、利用料金(個人・貸切)は指定管理者の収入とする。スポーツ教室等の受講料についても同様とする。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が条例第12条第2項の別表に定める額の範囲内で教

育委員会の承認を得て決定する。

(3) 利用料金の減免

条例及び七ヶ浜町健康スポーツセンター条例施行規則(平成17年七ヶ浜町規則第3号)第10条及び別表の例により、利用料金の減免を行なう。

**10・事業実績報告**

指定管理者は、七ヶ浜町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年七ヶ浜町条例第11号)第7条の規定により毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条例第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

**11・危機管理対応**

(1) 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には遅滞なく適切な措置を講じたうえ、町をはじめ関係機関に通報すること。

火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関への通報を行なうこと。

その他利用者の対応に万全を期すること。

(2) 予防対策

危機管理体制を築くと共に対応マニュアルを作成し、災害時に対応について随時訓練を行なうこと。

**12・個人情報保護**

指定管理者には、施設の管理に関して知り得た個人情報の取り扱いについて、後日締結する協定において町と同様の責務を課す。指定管理者は、七ヶ浜町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年七ヶ浜町条例第31号)に準じて個人情報を取り扱うものとし、町から利用者に関する個人情報の開示の請求があった場合には、これに応じなければならない。

**13・情報公開**

指定管理者には、施設の管理に関して保有する情報について、後日締結する協定において、七ヶ浜町情報公開及び個人情報保護に関する条例に準じて情報の公開に努めるよう責務を課す。

**14・七ヶ浜町行政手続条例の適用**

指定管理者は、行政処分である利用の許可等に関する手續に関し、七ヶ浜町行政手続条例(平成9年七ヶ浜町条例第8号)を遵守すること。

**15・第三者への委託等**

指定管理者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事前に教育委員会の承認を得た場合は管理業務の一部(清掃や植栽の整備といった個々の事実

上の行為)を第三者に請け負わせることができるものとする。ただし、第三者に実施させる場合は、すべての責任及び費用において、指定管理者が負うものとする。

#### 16・指定管理者による備品等の購入

指定管理者は、備品等を、自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

#### 17・本業務の範囲外の業務

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、事前に教育委員会の承認を得て、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

#### 18・協定の締結

選定後、選定された団体と細目の協議を開始し、指定の議決後協定を締結する。

#### 19・業務引継ぎ

指定管理者は指定後すみやかに責任者を当所に送り込み、業務の引継ぎを行うこと。(常勤でなくても可)。なお、引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とする。

## 公募に関する事項

### 1・選定方式

運営委託会社の選定はプロポーザル方式とし、企画提案内容の評価を重視する。

### 2・申請資格

(1) 類似するスポーツ施設の管理運営実績を有している法人又は団体であること。

(2) 法人又は団体で、その代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 国税又は地方税を滞納している者

(3) 監視や指導、施設設備の運転等には、以下の必要な有資格者を常勤配置できること。

責任者については正社員で公的資格取得3年以上の者を配置しなければならない。

プール監視員に関しては、最低通常1名は救命救急法の公的資格者を配置すること。

集団指導教室の指導員は、最低1年以上の指導経験を有する者を1クラス1名以上配置すること。

施設設備を運転管理するため防火管理者1名、危険物取扱者乙種4類1名を配置すること。

スタッフは正社員又は契約社員を常時必ず配置すること。

(4) 優良な経営実績及び経営意欲を有していること。

(5) 過去5年間宮城県又は七ヶ浜町の指名停止等の措置を受けていないこと。

(6) 以上の条件を満たし、七ヶ浜町が当業務を円滑に遂行できると判断できる法人であること。

### 3・申請書類

原本とその写し（A4サイズに揃える）に捺印し、下記書類を提出すること（8部の場合は原本1部、コピー7部）。また、電子データについてはフロッピーにコピーし1部を提出すること。

#### （1）申請書類

- ・ 指定管理者指定申請書（様式1） 1部
- ・ 団体の概要（様式2） 8部
- ・ 運営実績等（様式3、3-2、3-3、3-4、3-5） 8部
- ・ 運営管理計画提案書等（様式4、4-2～14、5、5-2～4） 8部
- ・ 宣誓書（様式6） 1部

#### （2）添付書類

- ・ 「2・申請資格（1）」の申請を行なう団体が申請の資格を有していることを証する書類 1部
- ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 1部
- ・ 指定期間に属する各年度の公の施設の管理に係る収支予算書 8部
  
- ・ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業実績報告書、収支決算書及び財産目録。ただし、当該申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあたっては、その設立時における財産目録 8部
- ・ 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類 1部

申 込 資 格		書 類 の 内 容	
申請 資格2 (1)	法人の場合	法人登記簿謄本	
	非法人の場合	団体の規約による	
申請 資格2 (2)	法人の場合	2(2)ア、イに該当しない旨の申立書	
	非法人の場合	2(2)ア、イに該当しない旨の申立書、代表者の身分証明書	
申請 資格2 (2) ウ	国税	納税義務がある場合	直近3カ年の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	その旨を記載した申立書
	地方税	納税義務がある場合	直近3カ年の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	その旨を記載した申立書

#### 4・申請に際しての留意事項

- (1) 応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募に関して使用する単位は、計量法に定めるものとし、使用通貨は円とする。
- (3) 提出された応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる場合には、町は応募書類の一部または、全部を使用できるものとする。また、提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (4) 町からの提供資料を応募に必要な範囲以外で使用することは禁止する。
- (5) 本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。
- (6) 提出された書類の内容は変更できない。(軽易なものを除く。)
- (7) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (8) 申請書類は、七ヶ浜町情報公開及び個人情報保護に関する条例第2条第2号に定める公文書になる。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ・ 提案算定金額が予定管理運営委託金額を上回った場合
  - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ・ 審査の公平を害する行為があった場合
  - ・ 書類の提出後、選定委員への問い合わせがあった場合
  - ・ その他、本募集要項に違反する場合

#### 5・提案内容

プロポーザルには以下のような企画提案を求めることとする。

- ・ 応募理由及び抱負
- ・ 管理運営基本方針
- ・ 業務展開内容
- ・ 人員配置計画
- ・ スポーツ教室等の実施プログラム案
- ・ 従業員の採用、教育、管理、組織化の方針
- ・ 利用促進の方針や方法
- ・ 利用者数の繁閑差への対応
- ・ 事故防止等の安全性・快適性・清潔性の保持
- ・ 高齢者や障害者に対する利用促進、安全対策
- ・ 利用者からのクレーム処理方法及びモニタリングの方法
- ・ 個人情報及び情報公開に関すること
- ・ 施設及び設備の維持保全
- ・ 危機管理に関すること
- ・ 利用者数等の数値目標
- ・ 事業収益性向上方策(収支計画)
  - \* 指定管理料は、提案内容に基づいて、算出すること。
- ・ その他の提案

## 6・提案書作成にあたって

- ・ 使用ソフトは、原則としてマイクロソフト WORD 及び E X C E L とする。
- ・ 手書き書類提出は不可扱いとする。
- ・ 使用文字は、原則として MS 明朝又は MS ゴシックを用いること。
- ・ 文字の大きさは、原則として 1 2 pt か 10 . 5pt を用いること
- ・ カラー表現は可とする。

## 7・費用区分

項目		町	指定管理者
従業員人件費			○
教育研修費			○
電話料金・通信費			○
リネン・ユニホーム等のクリーニング代			○
事務諸経費、その他消耗品			○
清掃費	建物定期清掃		○
	日常清掃		○
	特別清掃		○
ごみ処理費			○
光熱水費			○
広告宣伝費			○
機械設備等の維持 管理費	遠方監視業務・ 自動制御機器保守点検		○
	空調機器保守点検 給排水設備保守点検		○

## 8・経費に関する事項

### (1) 指定管理料の額

指定期間 3 年間の指定期間管理料の額は、 3 3 0 , 0 0 0 千円以下とする。

### (2) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年の3月31日)ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに分割して支払うことを基本とする。支払時期や額、方法は協定にて定める。

### (3) 町が支払う指定管理料に含まれるもの

人件費、物件費(消耗品費、修繕費、光熱水費、保守点検・維持管理に要する経費等)、事務費

### (4) 修繕費の取り扱い

修繕は指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行なうこととする。

ただし、詳細については、町との協議事項とする。

なお、行なった修繕全ての報告を定期的に提出することとする。

### (5) 備品等の帰属

町は、管理施設の備品（財務規則昭和 51 年七ヶ浜町規則第 2 号第 156 条で規定する備品をいう。）等を、無償で指定管理者に貸与する。備品等の経年劣化や毀損滅失の場合については、指定後協議する。

指定管理者が指定管理料または利用料金の収入で購入した備品は、原則として町の所有物とする。このため、指定管理者の所有物品として購入するもの（指定管理料または利用料金の収入で購入することができないと認められるもの）は、あらかじめ町と協議のうえ、購入するものとする。

#### 町の所有となる備品の例

- ・指定管理者が町から引き継いだ備品を更新するために購入する備品
- ・上記以外のもので、指定管理者が、もっぱら利用者の利便性向上のため購入する備品（施設の付帯備品となる机・いす、案内板、照明器具、ロッカーなど）

#### 指定管理者の所有となる備品の例

事務室で使用するパソコン、プリンターなどのほか町と事前協議のうえ、指定管理者の備品と決したもの

### （ 6 ） 利用料金の減免

減免基準（七ヶ浜健康スポーツセンター条例施行規則七ヶ浜町教育委員会規則第 3 号別表）に基づき減免した金額については、町が補填する。

## 9 ・ 賠償責任と保険の加入

### （ 1 ） 賠償責任

アクアリーナの管理運営を行なうにあたり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害を与えた場合は、国家賠償法第 1 条の規定により、施設の設置者である町が賠償責任を負う。ただし、町は、町が負ったその賠償について指定管理者に対して請求を行なうことができる。

### （ 2 ） 保険の加入

町が加入している「全国町村会総合賠償補償保険」の補償額以上の保険に加入すること。

## 10 ・ スケジュール

### 申込書配布

8月 5日（金）～

\* 募集要項、申請書類は事務局まで取りに来てください。

配布時間は期間中の 9：00 から 16：00 まで

尚、七ヶ浜町のホームページから募集要項、応募様式集をダウンロードすることもできます。

### 申込受付期間（様式 1・2・3～3-5）

8月 10日（水）～ 9月 21日（水）

\* 申請書類は、事務局まで持参いただくか、配達証明付き郵便で提出して下さい（必着）。受付時間は 9：00 から 16：00 まで。

### 説明会（現場案内）

8月 19日（金）9：00～

\* 応募予定団体は 1 団体 2 名までとします。

### 質疑受付期間（質疑は書面に限定） 8月 23日（火）9：00～ 25日（木）16：00

\* 質問書及び回答は FAX にて行ないます。また、FAX の未到着を防ぐため、事前事後の連絡をお願いします。質問書の受付時間は、

9:00 から 16:00 まで。

質疑回答期限	9月2日(金) 17:00
提案書の提出(様式4~4-14・5~5-3)	10月7日(金)~12日(水) (受付時間:9:00~16:00)
第1次審査(書類審査)	10月中旬
第1次選考結果通知	10月下旬
第2次審査(プレゼンテーション)	11月中旬
第2次選考結果通知(優先交渉権者)	11月下旬
指定管理者の議決	12月上旬
指定管理者決定・通知(優先交渉権者)	12月中旬
協定の締結	3月中旬

### 11・審査及び選定の基準

提案内容を総合的に判断し、選考結果は、11月下旬までに文書により通知の予定

#### (1) 選定委員会

適正な管理運営を確保するため、必要な事項を審査する選定委員会(町、有識者、住民等8名程度で構成)を設置し、指定候補者(優先交渉権者)を選定する。

#### (2) 審査基準

住民の平等な利用が確保されること。

事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図れるものであること。

事業計画に沿った管理を安定して行なう人的能力、財政的能力及び物的能力を有していること。

\* 上記事項を踏まえ、以下の項目を審査する。

審査項目	配点	内 容
取り組み姿勢	10点	地域性とオリジナリティ
		公共性の理解 情報公開 条例等の認識
		生涯スポーツの実践の理解
運営計画	30点	管理運営の方針
		運営体制及び人員配置
		危機管理対策
		事業の安定性
事業計画	30点	利用者促進計画
		地域密着型事業提案
		モニタリング
運営管理に関する 収支計画	30点	経費節減及び収益向上の方策
		収支計画書(指定期間3年分)
合計	100点	

- ・ 応募者が1者であった場合も委員会で検討し、指定管理者としての適否を判断する。
- ・ プロポーザルにより選定された者は、指定候補者(優先交渉権者)であり、指定条

- 件、費用区分の交渉を経て合意確認できた後に、議会の指定を経て協定を締結する。
- ・ 選定後、指定候補者が辞退した場合には、次順位の指定候補者と協議を行なう。

#### 1 1 ・ 提出先及び問い合わせ先

事務局：七ヶ浜町教育委員会 生涯学習課 健康スポーツ室（アクアリーナ内）

電話 022-357-7890 FAX 022-357-7222

\* 月曜日（但し、祝日の場合は翌日）は休館日になります。